

## Report 01

# 埼玉県 電子マニフェスト促進担当の新設

埼玉県環境部資源循環推進課 横山 伸行

埼玉県では、平成18年4月に、「電子マニフェスト促進担当」を2年間限定で新設しました。

この紙面をお借りして、事業の概要、事業化への経緯、そして事業化のポイントをご案内させていただきます。

### 1.事業の概要

専属職員は2名で、資源循環推進課内に配置しました。

業務内容は、電子マニフェストにGPS及びデジタル画像を融合したシステムを構築し、普及を図るものです。

(図1参照)

システムの開発・普及は、廃棄物処理業者の協力のもと、当県と(株)エヌ・ティ・ティエムイー（略称NTTME）が共同で行う予定です。

また、システム開発に併せて、ご参加いただく廃棄物処理業者のデータベースをつくり、排出事業者が当システムを導入しやすい環境を整えます。

現在は、詳細なシステム設計を行っており、今後、実証実験を経て、平成19年1月にシステムを本格稼働する予定です。

なお、当県は、システムの開発と普及のための初期段階において、システムの運航を行うNTTMEの動力の一部として、積極的に活動していきます。(図2)

### 2.事業化の経緯

平成17年度に、JWNETのモデル事業として、産業廃棄物の排出事業者と処理業者の団体を構成員とする「埼

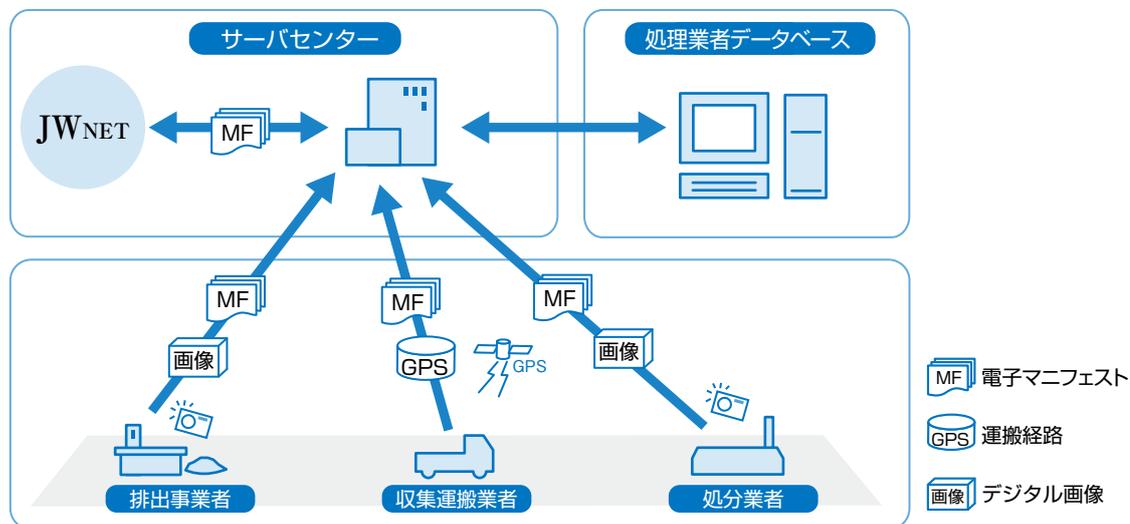


図1 システムの概要

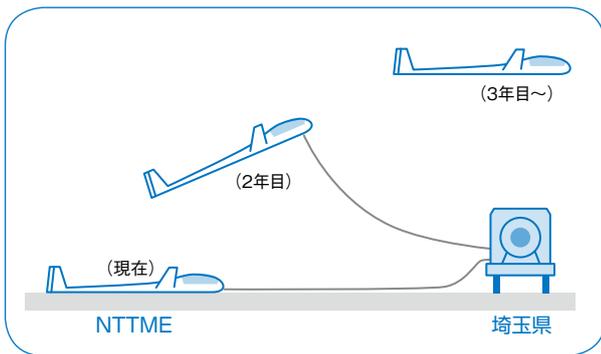


図2 県とNTTMEの関係をグライダーに例えた図

玉県産業廃棄物排出事業者適正処理推進会議」が中心となり、当システムについてのニーズ調査を行いました。

調査は、不作為に抽出した排出事業者や処理業者を対象に、説明会・実証実験・郵送アンケートを行い、利用者の生の声を拾いました。

その結果、「システムに興味がある」と回答した企業が約8割、「条件次第で導入を検討したい（「すぐにも導入を検討したい」を含む）」が6割でした。一方で「導入を検討したくない」と回答した企業は、1割にも及びませんでした。

また、導入の条件を分析した結果、「コスト負担の軽減」、「作業負担の軽減」、「排出事業者・処理業者の参加」を解決しなければならないことが分かりました。

これらの結果を踏まえ、当県では、「電子マニフェスト促進担当」を新設し、具体的なアクションを起こすことを決定しました。

### 3.事業化のポイント

当事業を進める上で重要視した3つのポイントを、設

問に答える形で説明します。

まず、「なぜ、県が主体となり事業を実施するのか」ですが、依然として不透明な部分が多い廃棄物処理の市場においては、民間事業者（ASP）だけで、排出事業者と処理業者をコーディネートすることが困難な点が多いからです。

次に、「なぜ県の専属担当を2年間としたのか」については、県（行政）は、市場を確立するための先導役として、電子マニフェストを取り巻く市場が未成熟な初期の段階に限定すべきと考えたからです。

3つめは、「システムを広める方策は何か」については、主なものとして、安定したシステム、安価な料金、処理業者との連携、県の信用力を活かした販売促進方法などです。なお、その他の秘策も検討中です。

最後になりますが、このシステムは、廃棄物と電子マニフェストの流れを連動して管理し、廃棄物の適正な処理を推進する有効な手法です。この2年間に積極的な普及拡大を図っていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

#### この記事に関する問い合わせ先

埼玉県環境部資源循環推進課

電子マニフェスト促進担当

TEL 048-830-4203

FAX 048-830-4791

e-mail a0181343@pref.saitama.lg.jp